令和８年１１月１１日発行

Karumai Town News Edition

広報かるまい お知らせ版 522号 ①

LINE
スマホからお知らせ版をご覧いただけます。
ぜひ、ご活用ください！

毎月第２・第４水曜日発行
全　世　帯　配　布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 ／ FAX 46-2335

令和8年度軽米町職員採用試験（追加募集）の実施について

■試験職種
　一般事務、一般事務（民間等経験者）、
　一般事務（公務員経験者）
※詳細は、役場HPの受験案内をご確認ください。
■募集人数　２～３名
■試験日時及び会場
〇第１次試験（筆記試験）
　日　　時　令和９年１月１０日（日）
　試験会場　軽米町役場
※試験開始時間等は職種によって異なりますので、受験案内をご確認ください。
〇第２次試験（面接）
　令和９年２月中旬に第１次試験合格者を対象に行います。
　日時及び会場は第１次試験合格者に通知します。
■受験申込期間　１２月１８日（金）１７：１５必着
※受付時間は８：３０～１７：１５まで（閉庁日を除く）
■申込用紙等の交付方法（以下のいずれか）
・役場総務課で交付
・町HP内のリンクからWebフォームで申請
※Webフォームでの請求は１２月４日（金）まで
【問い合わせ先】
　総務課・総務担当（☎４６－４７３８）

役場ＨＰ

「かるまい冬灯りイルミネーション点灯式」を開催します

■日　時　１１月２２日（日）１６：３０～
■場　所　軽米町防災センター周辺
■内　容　１６：３０　開会行事・景品付きお菓子まき
　　１７：００　イルミネーション点灯
　　１７：１０　おふるまい（向川原地区女性部）
※点灯式開催に伴い、防災センター駐車場は使用できなくなりますのでご注意ください。
【問い合わせ先】
　観光協会事務局（産業振興課・商工観光担当内）
　（☎４６－４７４６）

オレンジカフェかるまい「かだぁる茶屋」

　お茶を飲みながら物忘れのことや、生活のことなど語り合いませんか。専門スタッフもいるので、各種相談もできます。
■日　時　１１月２６日（木）１３：３０～１５：００
■場　所　居場所トコトコかるまい広場
■対　象　認知症の方・ご家族、地域の方どなたでも参加可
■申　込　不要
■その他　参加無料
【問い合わせ先】
　地域包括支援センター（☎４６－３９０６）

岩手県高齢者社会貢献活動セミナー in 宇漢米館

地域でつながり、支え・あう 社会貢献活動の促進を目指して
～みんなで考えよう街づくり・地域づくり～

　盛岡市で大好評だった酒井保さんが軽米町にやってきます！ユーモアたっぷりのお話を通して、「老いること」や「地域とのつながり」、「支え・あい」について一緒に考えてみませんか？
■日　時　１１月１３日（金）１０：００～１２：００
　　（開場９：３０～）
■会　場　かるまい文化交流センター宇漢米館　多目的ホール
■講　師　ご近所福祉クリエイション
　　ご近所福祉クリエーター　酒井　保　氏
■申込先　右下二次元コードからお申し込みください。
※資料準備の都合上、事前のお申込みにご協力をお願いします。当日の飛び入り参加も大歓迎です！
【問い合わせ先】
　健康福祉課・福祉担当（☎４６－４７３６）

オリジナル折り紙を発売します

　軽米町観光協会では、町の魅力をＰＲするためオリジナルデザインの折り紙を作成しました。
　観光客のお土産はもちろん、町外の方へのプレゼントにもぜひお買い求めください。
　現在、取り扱いは観光協会事務局のみですが、販売いただける町内事業所も募集しています。
■概要　１セット（５種×各２枚　計１０枚）　５００円
セット内容
・雪谷川ダムフォリストパーク・軽米
・さるなし
・軽米秋まつり
・かるるん、ヒエポン、さるなっし～
・雪谷川河川敷
【販売・問い合わせ先】
　軽米町観光協会事務局（産業振興課・商工観光担当内）
　（☎４６－４７４６）

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加支給について

２０１３年の生活保護基準改定を違法とした最高裁判決を踏まえ、岩手県では、２０１３年８月から２０２６年３月までの間に、岩手県内の町村部で生活保護を受給していた方に生活保護費の追加支給を行います。

なお、現在は受給していない方が追加支給を受けるためには、申出書の提出が必要ですので、以下の相談窓口にお問い合わせください。

■相談窓口　岩手県（町村部）生活保護費追加支給事務局
（☎０１９－６２３－１１４５）

※詳細は下記の岩手県HPをご覧ください。

【お知らせ】平成２５年生活扶助基準改定にかかる最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付について
(https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/seikatsuhogo/1097032.html)

県ＨＰ

岩手県最低賃金が改正されます

岩手県最低賃金が、１２月１日から時間額１，０９０円となります。

■岩手県内で働くパートタイマー・アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

■賃金額が、時間額１，０９０円を下回っている場合は、発効日以降の賃金額が１，０９０円以上となるよう変更する必要があります。

■特定(産業別)最低賃金にも、ご留意ください。

■最低賃金引上げの支援策として、業務改善助成金制度等がありますので、積極的にご活用ください。詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】
岩手労働局労働基準部賃金室
（☎０１９－６０４－３００８）

再掲載

生活環境改善に向け水洗化をご検討ください

町では、生活排水処理の水洗化による生活環境の向上と河川の環境保全を目指し、合併処理浄化槽を設置する際に設置に要する費用の一部補助を行っています。浄化槽設置工事の際は、県知事の登録を受けた浄化槽設置業者へご相談ください。

■公共下水道事業認可区域内にお住いの方
「公共下水道」への接続をお願いします。
※町では「住宅リフォーム奨励事業」として町民が自己の居住する住宅を町内の施工業者を利用してリフォームを行う場合に、その経費に対しての補助があります。下水道接続工事も交付対象となっておりますので、お気軽に問合わせください。

■認可区域外の地域の方
「合併処理浄化槽」の設置による水洗化をご検討ください。

合併処理浄化槽設置費用の補助制度（令和８年度分）

用途	一般住宅	
補助対象	公共下水道の事業認可区域外で、専用住宅などに合併処理浄化槽の設置を行う方。	
補助対象外となるケース	・補助申請前に浄化槽を設置または工事着手した場合。 ・建築確認または浄化槽法に基づく届出審査を受けずに浄化槽を設置した場合。 ・令和９年２月末までに設置工事が完了しない場合。 ・借家で、家主の設置承諾が得られない場合 ・販売目的の住宅を建築する場合	
補助限度額（人槽区分）	５人槽	４１４,０００円
	７人槽	４７４,０００円
	１０人槽（２世帯住宅）	６６０,０００円
受付予定期間	令和８年１２月末まで	

【問い合わせ先】
地域整備課・上下水道担当（☎４６－４７４２）

再掲載

国の物価高騰対応重点支援 地方交付金活用事業 物価高騰対策賃上げ支援金

町では、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、町内の事業所において賃上げを実施する事業者に対し、支援金を交付しています。

申請様式は右二次元コードからダウンロードできます。申請忘れのないようお気を付けください。

■交付額　従業員１人当たり３万円
※条件により１万円を加算
※上限は１事業者当たり従業員２５人分（最大１００万円）

■交付要件
①対象時期　令和７年１０月～令和８年９月
②対象従業員
町内事業所に勤務し、週所定労働時間２０時間以上である者
③賃上げ額
・対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して１時間当たり６０円以上引き上げていること。
・１カ月以上、引上げ後の賃金支給実績があること。
・引き上げ後の賃金水準を１年間継続すること。
※令和７年１０月１日から令和７年１２月１日までの間に、時給９７１円未満の従業員の賃金を時給１，０３１円以上に引き上げた場合、前項の支援金に１万円を加算し支給します。

■申請期限　１２月２８日（月）
※ただし、予算に達し次第、申請期限前に終了となります。

【申込み・問い合わせ先】
産業振興課・商工観光担当（☎４６－４７４６）

令和８年１１月１１日発行

Karumai Town News Edition

広報かるまい お知らせ版 522号 ②

LINE

スマホからお知らせ版をご覧いただけます。
ぜひ、ご活用ください！

毎月第２・第４水曜日発行
全　世　帯　配　布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115／FAX 46-2335

「(仮称)軽米町長倉円子風力発電事業　環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書の縦覧と、説明会が開催されます。

■事業者　ＫＴＡ軽米風力合同会社
■代表者　代表社員　軽米一般社団法人
　　職務執行者　中垣　光博
■事業の名称・種類・規模
・名称　（仮称）軽米町長倉円子風力発電事業
・種類　風力（陸上）
・規模　風力発電出力（最大１２０，０００kW程度）
■対象事業実施区域　岩手県九戸郡軽米町
■環境影響を受ける範囲
　岩手県九戸郡軽米町、九戸村、洋野町、青森県八戸市
■縦覧期間
・期間　１１月２５日（水）～１２月２５日（金）
・場所　軽米町役場１階　町民ホール
■インターネットによる公表（縦覧開始日より）
　事業者HP（https://karumaiwindpower.com）
■意見書の受付期間
　令和８年１１月２５日（水）～令和９年１月８日（金）
※環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、ＫＴＡ軽米風力合同会社（下記問い合わせ先住所）へご郵送ください。（当日消印有効）
■住民説明会
・日時　１２月６日（日）１０：００～１２：００
・場所　かるまい文化交流センター宇漢米館

【意見書提出・問い合わせ先】
〒１０１－００４７
　東京都千代田区内神田一丁目３番７号４０１
　あすな会計事務所内　ＫＴＡ軽米風力合同会社
（担当：平田、奥本、岩川）（☎０３－４３３０－８７１０）
※お問い合わせの際は「軽米町長倉円子風力発電事業」についてのお問合せの旨、お伝えください。
【問い合わせ先】
　政策推進課・政策企画担当（☎４６－２１１５）

地域食堂トコかるキッチン

地域のみなさんと美味しいご飯を食べながら楽しい時間を一緒に過ごしませんか。

■日　時　令和８年１１月２１日（土）、１２月１９日（土）
　　令和９年１月２３日（土）
　　１１：００～１３：３０
■場　所　居場所トコトコかるまい広場
※受付は１３：００まで、食事の提供は１３：３０で終了
　（時間前でも食材がなくなれば終了となります）
■料　金　子ども無料、大人１００円
【問い合わせ先】
　健康福祉課・福祉担当（☎４６－４７３６）

町民の声、議会に届け！

町議会は、「議会だより懇談会」を次のとおり、開催します。町民の声に耳を傾け、より町民のニーズに応える議会運営に努めます。

お気軽にお越しください。

■日　時　１１月２６日（木）１９：００～２０：３０
■場　所　軽米町農村環境改善センター１階　大会議室
※当日、直接会場にお越しください。
【問い合わせ先】
　議会事務局（☎４６－４７４５）

青色申告特別控除の見直し

令和８年度税制改正により、令和９年分確定申告以降、青色申告されている個人事業主等の方の青色申告特別控除の見直しが行われます。

適用をご検討の方で対応がお済みでない場合は、お早めの準備をお願いします。

【主な改正事項】
・複式簿記による青色申告特別控除（７５万円又は６５万円）の適用は、e-Taxが要件となります。
・簡易簿記による青色申告特別控除（１０万円）の適用は、前々年の収入が１，０００万円以下の方等に限定されます。
★詳細については、二次元コードからリーフレットをご確認ください。
【問い合わせ先】
　二戸税務署（☎２３－２７０１）
※面談相談には事前予約が必要です。